

下松市小規模企業者事業継続支援金 Q & A

目次

【申請について】

- Q 1 申請スケジュールについて。 3
- Q 2 申請手続きについて。 3
- Q 3 申請から給付金が支払われるまでどのくらいかかるのか。 3

【対象者について】

- Q 4 給付金の対象となる小規模企業者の要件は。 4
- Q 5 給付金の対象となる個人事業主の要件は。 4
- Q 6 従業員の定義は。また、従業員数についてはいつ時点の従業員数か。 4
- Q 7 主たる事務所又は事業所の定義は。 4
- Q 8 市内と市外に事業所（店舗）が複数ある場合、従業員数はどうなるのか。 4
- Q 9 今年（2020年）創業したが対象になるのか。 4
- Q 10 個人事業主として下松市内に事業所があるが、住所は市外である。この場合は給付対象となるのか。 4
- Q 11 国の持続化給付金を申請した（又は申請する予定）が、重複して申請することはできるのか。また、市の事業継続支援金を受けた後に国の持続化給付金申請要件を満たした場合はどうなるのか。 5
- Q 12 法人はすべて対象となるのか。 5
- Q 13 法人の登記所在地は市外であるが、営業実態は下松市内のみで事業活動をしている。この場合は給付対象となるのか。 5

【給付条件について】

- Q 14 事業収入とは何を指すのか。農業収入や不動産収入は含まれるのか。 6
- Q 15 市内に複数の事業所を有する場合の給付金額は。 6
- Q 16 個人の事業と法人を設立しての事業を営んでいるが、両方で給付されるのか。 . . . 6
- Q 17 新型コロナウイルスの影響により現在休業しているが給付対象となるのか。 . . . 6
- Q 18 新型コロナウイルスの影響により廃業してしまった、又は廃業を考えているが給付対象となるのか。 6

【申請書・添付書類について】

- Q 19 必要な添付書類は。 7
- Q 20 申請書兼請求書で選択する業種はどのように判断すればよいのか。 7
- Q 21 提出する書類に振込先がわかる書類（預金通帳等）の写しとあるが理由は。 . . . 7
- Q 22 申請者とは異なる口座名義を口座指定できるのか。 7
- Q 23 インターネットバンキングの場合、口座の確認書類は何を添付すればよいのか。 . 7
- Q 24 確定申告書類の控えに受付印が無い場合は。 7
- Q 25 e-Taxで確定申告した場合に必要なものは。 7
- Q 26 確定申告の義務がない場合は。 7

【その他】

- Q 2 7 事業継続支援金は税金上課税対象となるのか。 8
- Q 2 8 市の「営業持続化支援事業支援金」との重複受給は可能なのか。 8

【申請について】

Q 1 申請スケジュールについて。

●6月15日（月）以降、市ホームページに申請書や案内を掲載しています。また、市の窓口でも申請書を配布しています。申請期間は2020年6月15日（月）から2021年1月29日（金）までとなっています。

Q 2 申請手続きについて。

●新型コロナウイルス感染防止の観点から、申請は原則郵送としています。なお、オンライン申請には対応しておりません。

Q 3 申請から給付金が支払われるまでどのくらいかかるのか。

●申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められたときは交付決定通知書を発送いたします。適正な申請書受理後、10日前後でご指定の口座にお振込みする予定です。

【対象者について】

Q 4 給付金の対象となる小規模企業者の要件は。

- 小規模企業者については、2020年6月1日時点で次の要件全てに該当する方です。
- ①市内に主たる事務所又は事業所を有し、事業活動を行っていること。
- ②中小企業基本法上の「会社」であること。（Q 1 2 参照）
- ③中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
 - ★製造業、建設業、運輸業・・・20人以下
 - ★卸売業、小売業、サービス業・・・5人以下
 - ★その他の業種・・・・・・・・・・20人以下

Q 5 給付金の対象となる個人事業主の要件は。

- 個人事業主については、2020年6月1日時点で次の要件全てに該当する方です。
- ①市内に主たる事務所又は事業所を有し、事業活動を行っていること。
- ②従業員数の要件を満たすこと。（Q 4 参照）

Q 6 従業員の定義は。また、従業員数についてはいつ時点の従業員数か。

- 正社員、パート、アルバイトなどの名称に関わらず、期間の定めなく雇用されており「予め解雇の予告を必要とする者」のことをいいます。また、時点については2020年6月1日時点の従業員数となります。なお、役員や個人事業主本人は従業員数に含みません。

Q 7 主たる事務所又は事業所の定義は。

- 商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所をいいます。

Q 8 市内と市外に事業所（店舗）が複数ある場合、従業員数はどうなるのか。

- 市内、市外に関わらず、1事業者（法人）の事業全体の従業員数となります。

Q 9 今年（2020年）創業したが対象になるのか。

- 2020年1月以降に創業された方は、給付額の算定根拠となる前年売上高を確認することができないため対象となりません。

Q 10 個人事業主として下松市内に事業所があるが、住所は市外である。この場合は給付対象となるのか。

- 市内に主たる事務所又は事業所が所在しており、事業活動の確認ができれば、市外在住であっても給付対象となります。

Q11 国の持続化給付金を申請した（又は申請する予定）が、重複して申請することはできるのか。また、市の事業継続支援金を受けた後に国の持続化給付金申請要件を満たした場合はどうなるのか。

●国の持続化給付金を申請した（又は申請する予定）方は市の事業継続支援金の申請をすることはできません。なお、事業継続支援金申請後に売上減少率が50%以上となった場合は、事業継続支援金の支給を受けた後でも国の持続化給付金の申請をすることは可能です。

Q12 法人はすべて対象となるのか。

●中小企業基本法における「会社」が対象です。「会社」に該当しない法人（非営利法人）は対象外です。（宗教法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、NPO法人、農事組合法人、協同組合など）

Q13 法人の登記所在地は市外であるが、営業実態は下松市内のみで事業活動をしている。この場合は給付対象となるのか。

●原則として、法人の登記簿謄本の本店所在地により判断します。ただし、登記上の本店所在地が市外であっても、下松市内にある事業所が明らかに本社として活動していることが分かる場合は給付対象とします。

※会社パンフレットやホームページ等の公に公開している資料により確認できる場合に限りません。

【給付条件について】

Q 1 4 事業収入とは何を指すのか。農業収入や不動産収入は含まれるのか。

●確定申告書類に事業収入として計上するもの（営業収入、農業収入）を指します。本給付金の算出に、不動産収入、給与収入及び雑所得は含みません。

Q 1 5 市内に複数の事業所を有する場合の給付金額は。

●事業所数によらず1事業者につき上限10万円です。

Q 1 6 個人の事業と法人を設立しての事業を営んでいるが、両方で給付されるのか。

●事業者ごとの給付となるため、双方が独立した別の事業者であり、それぞれが要件を満たせば個人と法人とに給付されます。

Q 1 7 新型コロナウイルスの影響により現在休業しているが給付対象となるのか。

●新型コロナウイルスの影響により一時的に休業している場合は、今後も営業を続けていく意思があれば給付の対象となります。

Q 1 8 新型コロナウイルスの影響により廃業してしまった、又は廃業を考えているが給付対象となるのか。

●今後も継続して営業する意思があることが給付の要件となります。廃業した場合又は今後廃業を予定している場合は対象外となります。

【申請書・添付書類について】

Q 1 9 必要な添付書類は。

●市ホームページに掲載の提出書類チェックリストにてご確認ください。

Q 2 0 申請書兼請求書で選択する業種はどのように判断すればよいのか。

●市ホームページに掲載している業種確認表を参考に判断してください。

Q 2 1 提出する書類に振込先がわかる書類（預金通帳等）の写しとあるが理由は。

●口座番号の確認用に使用します。申請書に記載された口座情報のすべてが確認できるものをお願いします。

Q 2 2 申請者とは異なる口座名義を口座指定できるのか。

●振込口座の名義人は、申請者と同じ名義人にしてください。法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は代表者名義の口座になります。

Q 2 3 インターネットバンキングの場合、口座の確認書類は何を添付すればよいのか。

●インターネットバンキングの場合は、金融機関ホームページログイン後の画面を印刷したもので、口座名義人の表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号を確認できるものを提出してください。

Q 2 4 確定申告書類の控えに受付印が無い場合は。

●市税務課において内容の確認がとれる場合は有効なものとして扱います。

Q 2 5 e-Taxで確定申告した場合に必要なものは。

●e-Taxの場合は確定申告書の控えと受信通知を併せて提出してください。

Q 2 6 確定申告の義務がない場合は。

●2019年分の市県民税の申告を行っていれば、その申請書類の控え（収受印の押印されたもの）で代用ができます。詳しくは市税務課市民税係（0833-45-1815）へお問合せください。

【その他】

Q 2 7 事業継続支援金は税金上課税対象となるのか。

●この給付金は税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入されます。損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

Q 2 8 市の「営業持続化支援事業支援金」との重複受給は可能なのか。

●営業持続化支援事業支援金の対象となっている事業者は、本支援金を申請することはできません。